

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するQ & A (県)

事業種別	No.	項目	内容	回答
介護事業所等に対するサービス	1	補助対象サービス種別	訪問看護ステーションも対象になるか。	(別表1の)区分1、2どちらも対象となります。(交付要綱別表1参照)
介護事業所等に対するサービス	2	補助対象サービス種別	事業所の開所日について制限はあるか。	交付申請時に開所していれば対象となります。ただし、医療みなしの事業所については令和7年9月から申請時点までに介護保険のサービスの提供実績がない場合は、対象外です。(国Q & A No.4参照)
介護事業所等に対するサービス	3	補助対象経費	「取得費用が30万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費」は対象外とあるが、ここでいう取得費用は税込みか税抜きか。	取得する備品等が課税対象の場合、取得費用は税込価格で判断します。このため、税込3価格が0万円以上の備品等の購入費は対象外となります。